

# 「後期松前氏時代」について(9)

後期松前氏時代の産業で観るべきものは漁業のみとされ、そのなかでも鮭・鱈が最たるものでした。天保(1830-1844)の飢饉では、凶作が数年間に及び、松前地方の細民は神威岬(現積丹郡積丹町)以南の近場所(西蝦夷地の入り口)に移住しました。それ以前の、天明(1781)の飢饉の時は、福山・江差地方でも文化(1804)頃まで鮭が凶漁となつたので、この地方の漁民は西蝦夷地(日本海沿岸)に出稼ぎに行くことになりました。

1809)の道内全体での和人口が3万1千7百余でしたが、嘉永3年(1850)では5万9千5百余と倍近くに増加し西蝦夷地に土着しました。

東蝦夷地(太平洋沿岸)の鮭・鱈は減少の傾向にあり、主な鮭・鱈の産地である根室・国後・択捉などでも不漁であつたとされています。また、鮭の他に鱈・鮪・鮟・鮑・昆布も盛んになり、鮪は臼尻・尾札部で盛んに行われました。

## 鮭の回復と出稼ぎ

江差地方の鮭は、文化5・6年には回復しましたが、福山地方は文政6年(1824)になつて回復し、丁度松前藩の復讐時期とも重なつていたので「殿様下れば鮭も下る」と云われ、殿様が松前に帰つて来たので、鮭も松前に帰つたと歡

喜したとされています。

江差・福山地方が凶漁だつた時、やむなく西蝦夷地に追鯨という名目で、漁民の一時的な出稼ぎが許されたのでしたが、次第に永続的となり、出稼ぎ人を受け入れた場所請負人は、収入が増加してきたので競つてこれを歓迎し、松前地方の漁民ばかりか、南部・津軽の漁民も松前土着の者として出稼ぎをさせました。

なお、出稼ぎ人は、漁獲物の二割を場所請負人に納め、八割を自らの取得とするもので、俗に「二八取り」と呼ばれていました。

また、出稼ぎ地は初め厚田(現石狩市厚田区)以南でしたが、さらに北への出漁の希望があつたので、天保11年(1840)に増毛場所請負人の伊達林右衛門と、留萌場所請負人の栖原仲蔵が、連名でこの両場所での漁民の出稼ぎの許可を出願し、7月に許可されました。

出稼ぎ漁民は漁獲物の二割を請負人に納め、他は自

由に江差・福山に輸送販売

することが出来るようになり、場所請負人の飢民に対する救助の結果、多くの土着者を得て漁業を発達させることが出来ましたが、他方で反発も招きました。

## 大網の禁止と網切り騒動

大網による鮭は禁止されていましたが、奥場所の請負人の中には大網を雑魚網と称して使用する者があつたので、松前藩は天保14年(1843)に再度厳禁すると、翌年12月に西蝦夷地請負人一同から、差網を使用しがたい場所や追鯨業者(二八取り)が少ない場所について、「鯨取決中熟談」のうえ、異議なきときは大網を使用できるよう出願し、許可を得ました。

請負人はこれを口実に大網を用い、嘉永年間には使用者が増大し、同時に江差地方が薄漁となつたので、松前藩は厳重に禁止するため安政元年(1854)2月に禁令を出しましたが実行されず、同年はさらに凶

漁となりました。

そこで、翌安政2年春に、乙部から熊石の漁民約500人が数十艘の漁船に乗り込み西蝦夷地に入り、いたるところの大網を切断して古平まで進んだところ、勤番の役人により執り鎮められました。

この年の秋には、江差から熊石までの漁民約3千人が、江差の町役所に押しかけ大網全廃を訴え、松前藩はこれを厳重に禁止する触書を出しました。

安政2年5月に請負人一同は、大網が小漁業者の妨害になつていないので廃さないよう請願しましたが、松前藩はこれを採用せず、同年7月に再びこれらの網の使用を厳禁しました。

しかし同年8月に、請負人らは3年間の実施の猶予を請いたので、事態を重く見た箱館奉行は、蝦夷地が幕府直轄になつたばかりとの理由で1年間に限り大網の使用を許し、事務引継ぎ終了後、調査の上処置するとなりました。